

2市6町の協議結果と広域消防運営計画表記との差異

運営計画（2市5町版）の表記（案）	2市6町の協議結果
<p>協議第4号</p> <p>1 消防救急無線のデジタル化（活動波）については、<u>2市5町</u>の枠組みで共同整備を行う。</p> <p>協議第13号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防署の機構は、2消防署、2分署、<u>7出張所</u>とする。</p> <p>協議第17号</p> <p>1 小田原市が事務を受託する上で必要な委託市町村が有する財産の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 庁舎等の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の施設（対象は別表）は、小田原市に譲与する。 <p>協議第29号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて<u>2市5町</u>で按分して負担とする。</p>	<p>協議第4号</p> <p>1 消防救急無線のデジタル化（活動波）については、<u>2市6町</u>の枠組みで共同整備を行う。</p> <p>協議第13号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防署の機構は、2消防署、2分署、<u>8出張所</u>とする。</p> <p>協議第17号</p> <p>1 小田原市が事務を受託する上で必要な委託市町村が有する財産の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 庁舎等の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等の施設（対象は別表）は、小田原市に譲与する。 <p><u>ただし、現実鶴分署庁舎については、無償で小田原市に貸与する。</u></p> <p>協議第29号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて<u>2市6町</u>で按分して負担とする。</p>

運営計画（2市5町版）の表記（案）

2市6町の協議結果

協議第32号

1 （前略）

- ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等については、小田原市を含めた2市5町の人口割を適用する。

協議第32号

1 （前略）

- ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等については、小田原市を含めた2市6町の人口割を適用する。

協議第41号

- 1 2市5町の消防団(以下「各消防団」という。)との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

協議第41号

- 1 2市6町の消防団(以下「各消防団」という。)との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

協議第43号

- 1 2市5町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。

協議第43号

- 1 2市6町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。